

平成 30 年度

仙台フィンランド健康福祉センター  
介護事業者への  
IT 導入・定着支援サービス委託事業

【応募要領】

平成 30 年 4 月

公益財団法人仙台市産業振興事業団

受付先および問い合わせ先

仙台フィンランド健康福祉センター「事業創成国際館」担当：菊田/野地

住所：〒981-0962 仙台市青葉区水の森3-24-1

電話：022-303-2666 FAX：022-303-2667

e-mail: rdunit@sendai.fwbc.jp URL: <http://sendai.fwbc.jp/>

## 1. 事業の目的

公益財団法人仙台市産業振興事業団(以下、「当事業団」という。)では、仙台市及びフィンランド貿易局をはじめとした国内外の関係機関と連携し、Wellbeing (ウェルビーイング) 分野のサービス・製品の事業化を通じて、仙台地域に健康福祉産業クラスターの形成をめざす、仙台フィンランド健康福祉センタープロジェクトを推進しています。その拠点施設が市内青葉区水の森の仙台フィンランド健康福祉センターです。

### 仙台フィンランド健康福祉センター (青葉区水の森)



事業創成国際館  
(設置運営：(公財) 仙台市産業振興事業団)

特別養護老人ホームせんだんの館  
(設置運営：(社福) 東北福祉会)

介護現場の間接業務についてIT/ICTを活用することにより業務効率化を図り、本来の介護業務の充実化と働きやすい環境を整えることが重要と考えています。しかし、IT導入に関しては職員の教育を含め、ITツールを使用することが出来る環境を整えると共に継続した定着支援が必要となります。そのためには介護現場と連携し、継続的に課題解決や業務改善を支援するIT関連企業等の育成が必要と思われまます。

本事業は介護現場の課題解決・業務効率化のため、介護事業者へのIT/ICT導入・定着支援サービスの実施と介護現場の「介護×IT」に関連したセミナー等の開催をIT関連企業等に委託することにより、継続的な支援サービスとして実証し、介護現場へのIT導入をスムーズに行い、業務効率化や働き方改革に寄与するサービス事業者の立ち上げの育成を図ることを目的とするものです。

## 2. 委託対象者

介護分野を熟知するIT関連企業、NPO法人及び個人

※「企業」には企業組合、協業組合、事業共同組合等が含まれます。

※コンソーシアム等の任意の複数企業の連合体も含まれます。ただし、その場合は幹事会社が契約の相手方となります。

※日本国内で仙台市外に本社、本部等の所在地があっても構いません。

※他の行政機関等(国、県、市町村、公益法人)から同一経費について補助金等の交付を当該年度に受けている場合は対象とはなりません。

※暴力団等との関係を有している者は応募できません。

## 3. 委託対象業務

・介護施設へIT専門家を派遣し、現場の課題ヒアリングと業務改善提案及びフォロー

※概ね期間内に3施設以上、期間は1施設当たり3ヶ月間以上

・介護施設向けIT導入・定着支援セミナー開催

※概ね期間内に6回以上開催

## 4. 委託契約額限度額

1,000千円

## 5. 委託先の選考方法及び予定

### (1) 選考方法

専門家で構成する選考委員会が審査します。一次審査として書面審査を行い、一次審査を通過された案件については、二次審査として面接審査を行ない最終委託先候補を決定します。なお、面接審査には原則として代表者の方に出席して頂きます。

### (2) 手続きの流れ（予定）

平成30年

4月16日（月）	募集開始
4月26日（木）	募集説明会
5月14日（月）	募集終了
5月24日（木）	書面審査（一次審査）実施
6月4日（月）	書面審査を通過した方を対象とした面接審査（二次審査）の実施
6月15日（金）	委託先決定の通知
6月下旬	当事業団と委託先との委託契約締結※
11月中旬	受託者による事業進捗状況の中間発表

平成31年

3月15日（金）	委託期間終了，成果品提出
3月下旬	受託者による事業成果報告会
4月26日（金）	成果品の検査合格後，委託料支払※

※契約締結後，委託金額の30%までを前払金としてお支払いすることができます。

### (3) 審査事項

- ① 申込み資格
- ② 経営（基本）方針（経営者の経営理念，長期ビジョン，自立性）
- ③ 事業の遂行能力
- ④ 申請内容の妥当性
- ⑤ 計画の妥当性
- ⑥ 本サービスの市場性，採算性
- ⑦ 仙台地域社会への貢献
- ⑧ 仙台地域内での受託事業の継続可能性
- ⑨ 受託希望金額の妥当性

## 6. 申請手続き等の概要

### (1) 申請受付先及び問い合わせ先

仙台フィンランド健康福祉センター「事業創成国際館」担当：菊田/野地  
住所：〒981-0962 仙台市青葉区水の森3-24-1  
電話：022-303-2666 FAX：022-303-2667  
e-mail：rdunit@sendai.fwbc.jp  
URL：<http://sendai.fwbc.jp>

### (2) 受付期間

平成30年4月16日（月）～平成30年5月14日（月）

持参又は郵送で受付いたします。

なお、持参の場合は募集期間中の土日祝日を除く8：30～17：00に受け付けます。

郵送の際は平成30年5月14日（月）17：00必着でお願いいたします。

### (3) 提出書類

所定の申請書および以下の添付書類を提出するものとします。

添付書類

法人登記簿謄本（個人は不要），印鑑証明書，納税証明書，過去3年間の決算書（貸借対照表，損益計算書，株主資本等変動計算書，個別注記表の他，販管費内訳含む）及び事業報告

※1. ご提出いただく書類は，添付書類等含め，正1部，副6部ご提出いただきます。

※2. 納税証明書は直近1年間の法人市民税（申請者が個人の場合は個人の市民税）の納税証明書をご用意ください。仙台市内の企業・個人であれば各区役所にて発行しています。

- ※3. 申請いただいた書類等は返却いたしませんのであらかじめご了承ください。
- ※4. 提出書類はすべてA4サイズとし、パンチ穴を開け2穴ファイルに綴じてご提出ください。また、任意で添付する書類についてはA4サイズ10枚を限度としてください。

## 7. 契約

### (1) 契約締結

実際の契約金額は必ずしも提案金額とは一致するものではありません。申請内容を審査委員会において精査した上で減額する場合があります。また、契約条件が合致しない場合には、契約の締結ができない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

### (2) 委託期間

本事業に係る契約期間は、契約締結日から当該年度の3月15日までとします。ただし、提案内容によっては終期を早めることができます。

### (3) 対象経費

対象とする経費は、同委託事業を遂行するために必要な以下の経費（消費税を含む額）とします。

- |   |
|---|
| ①諸謝金<br>業務を遂行するために必要な専門家等を活用した場合に支払う謝金                  |
| ②直接人件費<br>業務にかかる直接人件費                                   |
| ③旅費<br>業務を遂行するために必要な専門家等を活用した場合及び職員が出張した場合の旅費           |
| ④会議費<br>会議・勉強会等にかかる会場使用料及び茶菓子代等（食事代は不可）                 |
| ⑤資料購入費<br>業務を遂行するために必要な資料等購入経費                          |
| ⑥借損料<br>機械・装置等の借用に要する経費                                 |
| ⑦市場調査費<br>市場調査に要する経費                                    |
| ⑧コンサルタント費用<br>業務を遂行するために必要な調査に係るコンサルタント会社等を使用するために要する経費 |
| ⑨雑役務費<br>委託業務に直接従事したアルバイト・パート等の賃金・交通費                   |
| ⑩通信運搬費<br>業務を遂行するために必要な通信費・資料送付等に伴う運搬費                  |
| ⑪消耗品費<br>業務を遂行するために使用する事務用品等消耗品等の購入に要する経費               |
| ⑫一般管理費<br>本事業の一般管理費                                     |
| ⑬その他<br>以上の経費のほか、特に必要と認められる経費                           |

## 8. その他の留意事項

(1) 経費において、明確に区分することが困難なものについては、一般管理費で対応するものとします。

### (2) 実施報告書

受託者は委託期間終了時、下記内容を含んだ実施報告書を提出

- ・最低3ヶ所以上の介護事業所へのIT導入・定着支援サービス実施内容と効果検証を織り込むこと
- ・介護施設向けセミナー開催実施報告（セミナー内容含む）
- ・委託終了後のIT/ICT導入・定着支援サービスにおけるビジネスモデルの3ヶ年計画

(3) 検査

納入された実施報告書を審査委員会が確認し、その答申をふまえ当事業団が検査することで履行確認といたします。

(4) 委託金の支払いについては委託事業終了後の実績報告書および実施報告書の提出を受け履行確認後、当事業団の会計手続きに従い受託者の口座に振り込みます。

なお、委託金は経理上、支払いを受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。

(5) 委託事業の進捗状況に合わせて定期的に当事業団と進捗打ち合わせを開催させていただきます。

(6) 申請書の記載事実に虚偽・重大な事実の隠匿があった場合は、採択を取り消すとともに、当事業団に生じた損害を賠償頂きます。